

第3回 熊本県廃棄物処理計画検討委員会 議事録（議題質疑応答部分）

日 時：令和7年（2025年）12月3日（水）10:00～12:00

場 所：熊本県庁 本館 5階 審議会室

出席委員：全11名中10名出席、1名欠席

◆開会

篠原委員長 議題1、第2回検討委員会後の対応について、事務局から説明いただきたいと思います。

◆議題1 第2回検討委員会後の対応について

事務局 第2回検討委員会後の対応について説明（資料2）

篠原委員長 ただいまの御説明に何か御質問、御意見はありますでしょうか。第2回検討委員会における、各委員の発言に基づいて修正された内容につきまして、これでよろしいでしょうか。

（委員より意見なし）

篠原委員長 前回の議題で出た内容につきましての事務局の対応については、これでよしとします。次に議題2に移りたいと思います。

◆議題2 熊本県バイオマス活用推進計画（第7章）について

事務局 熊本県バイオマス活用推進計画（第7章）について説明（資料3）

篠原委員長 事務局の説明に対して何か御質問、御意見ございますでしょうか。

田崎委員 家畜排せつ物のところですけれども、基本的に循環利用ができているということで、同じ程度の目標設定ということで理解しましたが、活用困難分とはどういうものかをもう少し教えていただきたい。

事務局 家畜排せつ物の活用困難分とは、病原体とかそういったものが含まれる場合、当然活用できないということです。ここはあえてこの表現ではなく、ほかのバイオマスと同じように、前回目標値等を踏襲して98%としましたが、表現を見直そうと思っております。

田崎委員 今の内容でしたら、その活用困難分は、例えば病原体などと書いて説明していただいたほうがむしろすっきりとして、それ以外は全てやるんだということが分かつて、残り2%はやらないのかと思うよりはいいように聞こえました。すみません、この辺りは好みかもしれませんので判断はお任せします。

事務局 分かりました。そこは、なかなか病原体と書くと行政のほうがどう捉えるかなという心配もありますので、事務局のほうで判断させていただきたいと思います。

田崎委員 2点目は要望となるんですけども、全国レベルで見ると、基本的に多くの事業者はきちんとやっているが、一部の事業者で不適切なことを行っている

こともあり、悪臭とか水質汚濁とかということが、非常に少ない割合とはいえる起きている状態という認識でいます。その意味でいうと、この計画に、環境面での水濁防止とか、熊本県の他の計画もあったと思うんですけども、そちらと連携してしっかりと環境汚染も行われないようにやっていくということは明示しておいたほうがよいと思っております。

事務局 環境保全、やはり本県でも硝酸性窒素というところは一つ課題にはなっておりますので、そこも含めて方向性の中に入れさせていただきたいと思います。食品廃棄物についてですが、どこの自治体でも、いわゆる生ごみと言われるものの資源化(リサイクル)については非常に困っていて、一般的に、そのまま焼却場に持っていくというパターンが多いと思います。リサイクル率を上げることをやろうとすると、市民の分別を少し、今までの生ごみという一括りではなく、例えば魚だけはじくとか野菜だけはじくみたいな新しい分別方法にすることで、計画書の今後の方向性のところに「事業者向け補助金を活用し、堆肥化、飼料化、メタン発酵等」とありますが、いろんなものがめちゃくちゃに入るよりも個別で分別をするほうが、よりレベルの高い飼料化、肥料化ができるというのも物理的に存在しているので、もともとの分別を変更するとか、そのようなチャレンジみたいなことをやられる予定はないでしょうか。それがないと40%という数字にはなかなか行かないんじゃないかなと思います。

事務局 生ごみの分別というところでは、難しいと考えています。
まず、我々40%の目標に向けてやるべきところとして、実は県内で堆肥化施設とかメタン発酵の稼働している施設というのが数社ぐらいしかない状況で、非常に施設的に弱いというところがございます。過去、結構大きな堆肥化とかをされる事業者さんがいらっしゃったんですけども、事業をやめられた影響がかなり続いています。最近、新しく熊本市内にそういった施設が立ち上ったというところもありますし、実際、県で協議を進めている中でもそういった施設が幾つか上がってきていますので、まずは施設の整備を進めるというところで目標値に向かって進めていきたいと考えています。
生ごみの分別については、受け入れる堆肥化施設や事業者、前処理施設などといったところにも関わるので、そこと整合するような分別というのは次の段階で求めていきたい。今回の計画の中では、生ごみの分別までは想定していません。

中台委員 一方、次のステップかもしれないが、受け入れる事業者が何かしらの設備を造ったとしても、堆肥化できないプラスチックだとか金属類みたいのが入ってしまうことがあるって、入ってきたらまずはプラの部分を全部はじくところから始めたりします。生ごみのリサイクル率を上げるにしても、事業系の食品廃棄物のリサイクル率を上げるにしても、田んぼで取れたものの余り物をそのまま持ってくる以外のことについては事前の分別

が一定程度必要になるということがあります。いずれにしても、その手前のところでの分別が最低限必要になるであろうと想定できるので、事業者でそれをやることもありつつ、一般廃棄物については、自治体から分別の徹底みたいなことをルール化するか、例えばスーパーにペットボトルを分別して持っていくようなイメージと同じように、生ごみだけ分けたものを持っていくステーションを作っていくとかですね。

そういう新たな取組がないと、やはりここの辺りというのはどの自治体でも、目標は掲げるけれどもなかなか有効な手段がなくて目標倒れになってしまうという事例があるので、せっかく関わっているから何とかその辺りも一緒に並走したいなという気持ちも含めてですけれども、お考えいただきたいと思います。

事務局

食品廃棄物の目標、向上の中に、生ごみの分別というところで直接的には書いてないんですけども、資源ごみの分別促進を目的とした事業というのを、市町村に対する補助事業で、既にやっておりまして、その中に、生ごみ、食品ごみも資源として分別する対象には入れています。まずこういったところも活用し、環境省でもこういった資源ごみのカテゴリーの中で食品ごみというのを入れたこともありますので、こういったところを活用しながら進めたいと考えます。

田崎委員

施設のほうがボトルネックだということは理解したが、やはり分別収集できる自治体を増やしていくことをいかにソフトに後押しするかというところはしっかりとやっていただきたい。

もう一つは、施設という条件があるとすると、生ごみと下水汚泥を合わせて処理するというケースも全国では出てきているので、そういった活用方法も少し検討の視野に入れて、自治体の分別を進めるような形で後押ししていただければと考える。

柳瀬委員

家畜排せつ物が306万3千トン、食品廃棄物が18万6千トンということで、食品廃棄物は逆に言うと家畜排せつ物と混ぜることで、ある程度施設の整備を拠点的にするという面では効果的なところが出てくるかなという気がしました。家畜排せつ物、食品廃棄物、下水汚泥の堆肥化、発酵は、地域別に効率化した施設の促進を考えて、拠点的に積極的に補助対象にすると、リサイクル率が上がる気がしますので、その辺り可能であれば、今後検討していただければと思う。

薬師堂委員

御提案があった下水汚泥、生ごみとか家畜排せつ物とか、合併処理の話で、水俣市は家畜排せつ物と生ごみ、結構うまくやられているんです。これは熊本県の地域性があって、家畜排せつ物の多い地域は、堆肥があふれ返っている状態で、地域外に出さないといけない。熊本県内で市町村別に家畜とかいろいろ資源の分散状況があるので、それを見ながらやっていただきたい。下水汚泥と生ごみの合併処理は、以前の建設省のゼロエミッション型という消

減型の提案もあるが、これは大都市を前提としている。一応 20 万人都市以下ぐらいの市町村であれば農地が結構あるので、そちらのほうを優先すべきではないかと。最初のバイオマス利活用戦略を作るときにそういう論議もあつたので、これを含めて、もっと細かく、地域ごとの状況によって御提案の対応を採用していただければと思う。

篠原委員長

未利用の場合、生ごみのバイオマスの利用ということは、どういう分別でどう集めてくるかという、収集のほうが結構問題だと聞いている。食品廃棄物を扱っていた事業者に聞きますと、どう集めてくるか、既存の収集をしている業者にどう入り込んでいくか、それがなかなか難しいとのこと。「業者が企業、事業所から缶、瓶、生ごみ、全部持っていくならいいが、生ごみだけ持っていくのは認めない」という、収集時にいろいろな問題があると聞いています。石坂委員、そういう収集の方から見たバイオマス利用について何かございますか。

石坂委員

業者の立場で言うと、確かに食品残渣のリサイクルを進めていかなければならないというのは分かりますが、実際は、収集の段階、運ぶときの臭いの問題などがあるって、パッカー車ならあまり臭わないが、それをするんだったら平ボディと、結構な設備を導入して、結構な流通が要るんですよね。また、そういう部分が整備されるのに結構時間がかかります。

廃プラスチックは市民から、やりましょうということで進んでいくわけですが、生ごみは、事業系のほうが進んでいった後々に、家庭系であると私は思います。

一般家庭の普通のステーションに生ごみだけを置いていたら、カラスの問題等があり、さまざまな問題を防いでいかないと、結局、市民の生活に悪影響を及ぼす。そういう観点も含めて皆さんで検討していただいたほうがいいと思います。

それと、堆肥は、農業でも一年を通して出るわけじゃない。その作物によって、秋に堆肥が必要、春に必要、いろいろあるんですね。堆肥は、需要のある時期、需要のない時期があるんです。需要のない時期でも、堆肥は完全熟成しないと臭うので、臭気の問題、周囲の問題などもあります。

できた堆肥の保管、これをもうちょっと厳しく規制もかけて、周囲に影響がないような形に。それと、今は、堆肥でも一部はペレット化して、製品として外国に売るなど、日本だけでは使い切れないこともあります。そういう部分においては、許可施設の中の範疇以上にそういったできた製品を保管しなければならないという行為も今は出てきております。一時的に保管する場所についての規定、そういう部分をもうちょっと完璧につくり上げないと、数値目標だけやっても結局、二次被害的な部分で住民とのトラブルなど、いろいろなことが起きてくると考える。

- そういうのも含めて、人に害を及ぼさない、環境に負荷をかけない、そういう形でこの目標を達成するように、皆さんで御検討いただければと思う。
- 何か一つ施設を造ればそれでいいということではなく、周辺のいろいろな、集めたり保管したりという流通に関する問題点があるということ。何か書き込むことができれば処理計画に書き込むということで、難しければどこかにそれらしいことを書くとかですね。事務局として何か書き込むことがございますかね。こういう問題を達成するために目標を。
- 事務局 議論いただき、分別が大事だというところもあるし、一方で、分別をすることによる周辺への影響、悪臭とか、どう運ぶのか、そういった課題を出していただきましたので、今後の方向性の中に、そういった課題に向けて、当然当事者としては市町村ですけれども、そこを支援していく旨の表現を入れたいと思います。
- 篠原委員長 一般廃棄物であっても県が率先して、そういう二次被害が起こらないようなものをつくり上げていくと。それをこの計画の中にある程度盛り込んでいくという努力をしていただきたいと考える。
- 東原委員 今年の1月31日に私どもの団体の熊本消費者協会で文部科学省から委託を受けまして、消費者教育フェスタ in 熊本という行事を行いました。その中で「熊本農業高校」が豚の脂を石けんに加工して販売するという取組をされております。飼料も余ったパンとかを豚に与えて、そして捨てるはずだった豚の脂を、命を余すところなく生かすという考え方の下で、全てを再生していくという取組をされて、大変すばらしい取組だなと思いました。
- 各農業高校でもそれぞれいろいろなテーマを持って研究されていますので、そういう優良事例も知っていただきたいと思いますし、もしそういう優良事例とかを御紹介することができればいいなと思ったので、御紹介をさせていただきました。
- 事務局 事例の御紹介ありがとうございました。今後、県のほうでもバイオマスをいろいろ展開する中で、またこういった情報も集めながら、いい事例は横に展開するとか、そういった形で進めていきたいと思います。
- 田中委員 先ほどの生ごみの堆肥化等で、担当が一般廃棄物ですので市町村の立場から言わせていただきます。
- 「生ごみの分別収集と、堆肥化等の処理施設が必要となります」という文言がありますが、必ず市町村はコストが発生しますので、コストの増加、それと、作られた堆肥の出し先、利用先等の確保が必要となってくるということを追記していただくと、多分、今、各委員がおっしゃったところを内包できると思います。
- 八代市でも生ごみを堆肥化している事業者があるが、質の担保とか量の担保とかで、一般家庭ではなく飲食店から出てくる生ごみを利用せざるを得ないと聞く。ただ、年中施設を動かすけれど、堆肥の需要がシーズンで上下する

ので、保管場所だったり、年中通してどこに出すのかというような形で、なかなかその辺が難しいと聞く。廃棄物処理のサークルがまだきちんと回っていない状況なので、その辺りを踏まえて、今言いました部分を追記していくだければいいのかなと思うところです。

事務局 コスト的なことに関しては、先ほど御紹介させていただいた補助など、そういったところである程度対応する旨は示しているのかなと思うところです。それから、堆肥の利用に関してはおっしゃるとおりで、やはりしっかりと利用先があつてこそその食品廃棄物のリサイクルだと思います。ここに関しては直接、堆肥という記載ではないんですけども、県でリサイクル認証というのをやっておりまして、その取組の中でいろんな事業者の方が作った堆肥を県で認証して、こんないい堆肥がありますというPRなどをやっておりますので、そういった中で堆肥の利用先の確保を進めていきたいと思っております。そういう内容もこの中に書き込むことできるんですかね。そういう堆肥の行き先を確保するよう努力するとか何か。

篠原委員長 分かりました。再掲という形にはなりますけれども、リサイクル認証に関する部分をここにも再度載せようと思います。

◆議題3 熊本県災害廃棄物処理計画（第8章）について

事務局 熊本県災害廃棄物処理計画（第8章）について説明（資料3）
篠原委員長 それでは、皆さんの御質問、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。田中委員、八代市として何か御意見ございますか。
田中委員 特に平時からの準備というのを何度も記載していただいて、まさにそれかなと思っております。
市町村の災害廃棄物処理計画とか実行計画について、小さい町村で計画が立てられてない、実行計画まで至ってないというところがあると思うので、そういうところは、環境省もそうですが、県から力添えをし、作っておかれるに越したことはないのかなと。県内14市の場合ですと環境関係の課長会議とかがありますので、その中でどうですかと意見交換でも聞くんですけども、なかなか全ての市町村が集まって、こういう災害廃棄物に関して話をすることがないので、やはり小さい町村のバックアップはぜひ県のほうでしていただきたい。

平時の県における備えが、特に重要なという部分があります。何かもう少し目立つ方法、もしくは目立つ場所でもと思いながらも、なかなかほかに書くところがないのかなという部分ではあります。

あとは、人材といいますか、災害関係が発生した場合、立ち上げは経験のあるなしというのが非常に大きいです。実は、昨年1月、石川県のほうで地震がありましたけれども、割とすぐに環境省から八代市に名指しで、スタッフを緊急に派遣できないかというようなお話を来ていたりしました。なので、

事務局

そういう環境省、国が音頭を取ってやられる場合はありますけど、例えば小規模な災害の場合だと、国の動きというよりも、県のほうで、経験のある市町村から、どちらかというとプッシュ型の支援で人員が出せるとかという部分で、人員育成もそうですけれども受援体制、支援体制のところで、やはり何か、県もやります感という部分を少し記載していただければと思います。災害廃棄物の処理計画に関しては、令和2年7月豪雨以降というか、熊本地震以降、かなり力を入れて県でもバックアップしております、幸い全市町村で計画は策定済みでございます。

今年度から「熊本県災害廃棄物対策連絡協議会」というのを発足させまして、全ての市町村に御参加いただいた上で、支援団体も来ていただいて、研修とかいろいろ協議をする場を立ち上げているところでございます。こういった中で、いろいろ小規模な自治体の話とともに来ていただいて、みんなで寄り合っていい知恵を出し合うといった取組を進めていきたいと思います。

受援ですが、146ページに書かせていただいています。もちろん、いろいろ県なり国から調整して人を出すというところ、ここは大変大事だと思いますが、人を出す側からすると、受入先が、「自分たちが何に困っているのか」、「何をしてもらいたいのか」というのが、初期の段階は混乱して分からなくて、せっかくいい人材が行ってうまく活用できなくて帰ってくるというケースが非常に多いので、支援もさることながら、受入れ側がどう受け入れていくのか、こういうところを今後、先ほどの協議会なども活用しながら詰めていきたいと思います。

吉田委員

仮置場の選定における留意点ですけれども、ここは自治体にとって非常に分かりやすい表になっているのかなと思いますが、周辺環境のところで、かなり具体的に「土壤汚染のおそれがある」と書いてあるものですから、これは市町村にとってどうなのか。

138ページ、(8) 有害・危険性廃棄物の処理のところです。ここは有害危険性廃棄物が発見されたときのことを書かれていると思うんですけども、その中で、「原則として所有者等に対して速やかな回収を指示し」とありますが、これは、どの時点で、どういうことを想定されているのか。

141ページ、表7-5-14ですけれども、こちらの環境影響のところに水質がございまして、対策例として、「敷地内で発生する排水、雨水の処理」というのがございますけれども、この具体例をもう少し、濁水処理装置が必要なのかどうかとか具体的に書いていただくと、市町村としてはもっと分かりやすくなるかなと思っております。

事務局

仮置場になったらいコール土壤汚染と受け止められるのも我々としても心外ですので、ここは少し表現を和らげさせていただきたいと思います。

138ページの仮置場などで「有害物質」が、もし見つかった場合は、なかなか元の所有者に対応というのも難しいところはあると思います。この計画

は市町村も参考にされる部分もあると思いますので、ここももう少し意図を明確にして表現を見直し、文章を整理したいと思います。

141ページの水質の敷地内で発生する排水、雨水の処理というところです。実際、通常の仮置場ではここまでやらないはずです。ただ、ここに書いてあるのは熊本地震のときの二次仮置場など、大規模な仮置場ではそういった調整池とかを用意して濁水処理とかもしていましたので、そういったところも念頭に書いています。ただ、ここも少し例として極端かなと思いますので、ここに関してもう少し文章を整理したいと思います。

田崎委員

126ページ及び130ページ辺りで火災の話がありますが、基本的な火災のメカニズムは蓄熱して発火するというところで、蓄熱というところをもう少し強調していただいたほうがよいかと思っております。130ページでは参考として図が出ているんですけども、蓄熱しないためにも5メートル以下というルールをこれまでの経験から設定してきた経緯があるので、そこを本文でも伝わるように書いていただければと思います。

事務局

蓄熱、熱がたまるというところをしっかり文章のほうで表現したいと思います。

石坂委員

熊本の災害で、仮置場が運動場で、元に戻したとき、子供たちが裸足でとなると、小さいガラスが残っているなど、二次災害的なことが起きる懸念があり、表土を全部取り、新しい真砂土を入れなおすことも実際やっています。そこまでしなくていい場所、しなければいけない場所があると思うんですが、しなければいけない場所ばかり選定されると現状復旧に高額な費用が必要になります。できるならば、選定をされるときには、ある程度表土を取れば済む場所を、できるだけ優先的に選んでいただきたいと考えます。

先ほど調整池と言われましたけど、沈砂池です。1回排水した水を全部一つの穴を掘ったところで沈砂させて、泥やほこり等を落として上澄みだけを流す形の沈砂池です。

私たち産業資源循環協会は、毎年、仮置場をどこに設置しますかと各市町村に問合せをします。しかし、いざ発災すると全然違うところに仮置場を設置する事例が出てきます。それも、議員さんなど色々な関係者が、あそこで作れ、この前にも造れとか、その時々に仮置場を想定していない場所に変えられるわけですよ。それも4トン車も通らないような、人海戦術で運ばないといけないようなところが仮置場になることも、実際あっております。でも、そういうことをやられたら、迅速に復旧活動ができない、いつまでたっても復興ができない、その根幹に関わる話なんですよ。ですからある程度仮置場について、もしAという道が寸断されたらBのほうにするみたいな。ふだんからそういう形で決めておくことが必要だと思います。

そして、仮置場の設置場所を決めたら必ず、住民説明を行い、市民の同意を得ていないと、実際に災害が起きた場合に様々な問題が起こります。ですか

ら、事前にそういうことも本当に市町村の皆さんが徹底してやっていただきたい。それをやっていただけるような処理計画であれば、私たちも迅速に行動ができます。

それともう一つは、高速道路です。発災があったら、高速道路の利用をその日に、せめて遅くとも二日ぐらいには無料化していただきたい。量が多過ぎると、近隣他県に運んで、まず安定化する、ある程度処理の目途がつく量まで減らす必要があります。結局、高速道路が無料化にならないと、みんな下道を走る。下道を走ると、往復に時間がかかり、1日3往復できるのが1往復もできない状況にもなったわけです。ですから、そういう高速道路の無料化、災害に関しては、そういうことも的確に動く仕組みをつくっておく必要があると思います。

熊本地震の災害廃棄物処理も2年で終わりました。今年のお盆の水害も2か月半で終わりました。その短期間で災害廃棄物を処理するためには、それなりの数の人間と車両を業界として出して対応しないといけない。そのためには、仮置場ですぐ作業にかかるために、仮置場で課題となる事を処理計画の中に織り込んだ形で、県と市町村で協働的に計画を立てていただければ、本当に災害時に強い熊本県が出来上がると思います。

事務局

幾つか御指摘とか御意見をいただいたんですけど、まず仮置場について、先ほど土壤の汚染のおそれとか農地は避けるとかいうところで、そこに付随して、その後の土地利用を考えたら、土壤の剥ぎ取りをすることが多くて、そこに非常に費用もかかっているんだというお話をしました。ここに関しては、そういうところも踏まえて、周辺環境の今125ページに書いてあるフレーズの表現、文を見直そうと思っています。要は、その土地がどういう利用状況なのか、そこも考慮して選定するとか、こういった表現でどうかと思っています。

141ページのほうの水質への対応というところでの排水、雨水の処理というところで、熊本地震での二次仮置場では沈砂池で水処理を実施したという具体的な当時のお話をいただきました。もし書くならそのように、大規模な二次仮置場とか、そういう場合にはこういったことも例としてあると、そんな表現で整理したいと思ったところです。

また、仮置場が発災後に変わることは、これは非常に困ったところでございます。県でも災害廃棄物に関する支援員を昨年度から採用して、各市町村を回って仮置場の助言とかしていますが、昨年度、そこで助言したはずだったのに助言どおりなされてないというところで、その後の廃棄物処理に支障を來したような事例も発生いたしました。今回そこも踏まえて仮置場に関しては、組織としてきちんと首長レベルまで了解を取っておくという一文を入れたところでございます。

仮置場の予定地の住民同意というところですけれども、これに関してはなかなか、同意まで取れと県が言うと市町村によっては難しい場合もあり、まずは場所を決めておいて、発災してから同意をと考えていらっしゃるところもあると。要は、ふだん聞くと、やっぱり嫌というリアクションもありますが、ただ、災害時になると少しそこのリアクションが変わってくるというところもあるので難しいところかなと。もしさういう住民同意とか説明の事例があれば、こういった事例もあるというところで入れることができないか、ちょっと考えてみたいと思います。

高速道路のことですが、今回も県庁内の部局連携がスムーズに行われず、お知らせも遅れて非常に御迷惑をおかけしました。ここに関しては当然、高速道路を使っての運搬というのは円滑な処理の一つのポイントでございますので、おっしゃったように早めに対応していきたいと思っています。

◆議題4 熊本県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画（第9章）について

- 事務局 熊本県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画（第9章）について説明（資料3）
- 篠原委員長 御質問、御意見、いかがでしょうか。再度、田中委員、何かありますか。
- 田中委員 163ページの国に対する広域化・集約化の推進のための確実な予算措置等の要望とあります。実は廃棄物処理施設については、今、私ども隣の氷川町のごみを受け入れているんですが、焼却施設から出るガス、要するにCO₂は、施設を持っている自治体、施設が設置されている自治体にカウントします。今後、広域化がどんどん進んでいくと、施設を設置する自治体が、よそのごみを燃やしたことによって発生するCO₂の排出量まで引き受けないといけなくなってくるというのが実は裏のほうに、まだ表になってない問題としてあると思うんですよね。なので例えば、明確にCO₂の排出と書くのは難しいと思うから、この予算措置などの「など」の中に内包する形でも全然いいんですけど、その辺りもう少し、市町村に優しいCO₂排出量の取扱いを国にやっていただけないかなと。そういう部分もあって、自治体からはお願いするときもあるんですけど、なかなかそこは「うん」と言つていただけないところもあるので、その辺り県にぜひ。この「など」に内包していただいて、全然、特出しで書いていただきたいとは思いませんが、その辺りもあるということだけ御理解いただければと思います。
- 事務局 私もそういった算定になるということは今初めて知りました。なかなか国もどこかにしわ寄せが来るような算定の仕方をしないと算定ルールとして難しい面もあるんだろうと思います。
- 先ほど説明の中でもあったとおり、今後ブロック協議会等で議論していくまでも、その中の議論点の一つとして、CO₂排出量の取扱いというと

ころも。いかにブロック内で公平にシェアするのか、そういう協議も必要だなと思ったところです。

篠原委員長

CO₂排出権とこれはリンクしていますけど、これはどういうふうにするか、これは国のはうの意見をいただきたいと思いますね。

田崎委員

広域化、ブロックの大体の方向性については、この内容でよろしいかと思う。

159ページの処理能力の算出方法のところに少し懸念をしており、2点ございます。まず、災害廃棄物の加算で10%を上乗せしているというところですけれども、県によってはこれを考えないというところもあって、民間の企業さんに処理をお願いするとか、仮置場の運用で何とかする、というようなところです。これをどれぐらい考慮するかは、これまでの熊本県での被災状況にもよるので、一概に他県のものを参照するということはできないんですけども、将来の処理能力については、ある程度幅を持った形で示したほうが良いのではないかというのがまず1点目であります。

2点目の懸念は、ここの原単位が基本的には今の平均的なごみ排出量の原単位を使っているということで、今後のごみ減量とかリサイクルの進展を考慮していない値で、ある意味、この計画の中のほかのところで言っていることと若干論理的矛盾が発生しているような値です。その意味では、ここの値に1.1倍を使ったなら、そういったことだと明確に各表の中で処理能力のところに注記いただくとともに、私としては処理能力をできれば幅で示していただいたほうがよいのではないかと思います。その辺りは事務局のはうで表現の検討をしていただければと思います。

事務局

災害廃棄物分の加算10%について、国のはうも循環交付金の中で、この分のかさ上げを認めているところですので、一応こういった表現としました。今後また、ブロック協議会とかを通じて5年ごとに見直しもやっていきますので、まずはコストだけで算定した県の案というところです。その中では災害廃棄物加算というものを入れておりますが、具体的な構成市町村の意見の中で、これはあえて入れずに他の方策でという意見も出てくるかと思いますので、また反映していかなければと思います。ただ、コメントとして、この加算の10%に対しては補足的に入れられたらと思います。

1人1日平均排出量のはうもおっしゃるとおりで、確かにその前の6章とかの方向性と矛盾するような部分ではあるかと思います。ただ、なかなか減る見込みで計画も立てられませんので、一応、最悪パターンというか、一番多くなるパターンでまずは試算したというところでございます。ここも一つ補足として、今後のごみの減量の状況次第では見直していくとか、そういう旨を追記したいと思います。

篠原委員長

全体を通じての御意見、何か言い残したこと、質問し残したことがありましたら、いただきたいと思います。この計画全体ですね。いかがでしょうか。

局長のお話のように、今日の会議が最終という予定になっております。この会議をもってこの計画書が出来上がるということですので、何か言っておきたいこと、お願いしたいこと、これに書き加えていただきたいことがございましたら、今の時点で。どうぞ。

柳瀬副委員長

145ページの災害廃棄物の住民への事前の周知のところですけれども、「平時から、ごみカレンダーや広報誌等、住民に身近な媒体を活用して周知することが重要です」と書いてあるんですが、具体的にごみカレンダーとか広報誌というのは定期的に出すような内容で、いざ発災したときに、ぱっと周知できるようなものでもない可能性もあります。そういう面からすると、町内会や自治協議会など、そういうところを活用するようなことを、周知のところで、文言追加していただければという気がしました。

事務局

町内会とかそういった自治組織で仮置場とかこの辺のところを平時、頭に入れていただいて住民の方に周知していただくというのが、非常に理想的ですし、勝手仮置場とかそういったものの防止というところでも、一番基礎的な町内会とかそういったところで動いていただけたら、行政としても非常に助かるところですので、今、御助言いただいた町内会とか自治会とかそういったものを活用したという文言は追加で入れさせていただきたいと思います。

田中委員

178ページから各施設の建設費、あとランニングコストといいますか維持管理費をずっと表で記載しており、「維持管理費（20年間）」と書いてあるんですが、これは恐らく推計値、多分、当初計画時の予想値なんですね。恐らくほとんどの施設が価格変動を中心に入れ込んでおりまして、近年、人件費等々経費が上がっているので、この金額が正直言うと多分どこもじゅんじゅん上がっているはずなんですよ。なので恐らく、これだと20年間の予想値なり推計値だから、文言の説明が少し要るのかなと。20年間これから絶対動きませんよという数字ではなくて。建設費はもう当然支払っている部分なので動かないんですけども、ランニングコストは少し誤解のないような書き方をしていただいたほうがいいと思います。

事務局

おっしゃるとおり、今後、今の状況からするといろいろ人件費などの経費が上がってくることもありますので、維持管理費のほうは、補足資料1の191ページで算定方法も記載しておりますので、その中で現時点での試算であるとか、そういった旨を追記しておきたいと思います。

◆閉会

篠原委員長

今日、御意見いただいた内容、それから、今後、パブリックコメント等でいろいろ事務局がそれに対応して、結果的にはこの計画に少し手が入るかもしれません。今回の御意見を踏まえて、今の計画書原案がいろいろ手をえた新しい形になると思いますが、再度会を開くというのは大変ですので、事務局と私のほうで協議して、それで最終案を作成してよろしいでしょうか。

(異議なし)

篠原委員長

慎重にやりたいと思いますので。もし重要な案件が出てきて、どうしても皆さんの意見を聞くべきことができたら、皆さんにメールで失礼ですけどお伺いして御意見をいただくこともあるかと思います。ということで、3回ですかね、非常に短い間でしたけれども、一応今日で原案ができたということで、先にこの手続を進めさせていただきたいと思います。

先ほど申しましたようにパブリックコメントがございますし、これは環境審議会に上げて、そこで承認を受ける必要があります。そういう手続がまだ残っております。その途中で何かひっくり返るようなことはないと思いますけど、重要なことが起こったら、再度委員会を開くか皆さんの御意見をいただく必要があるかもしれませんけど、そのときはまたよろしくお願いいいたします。ということで、今日の委員会はこれで閉じたいと思います。

事務局

それでは締めというところで、計3回の御議論、本当にお世話になりました。いろいろ熱心に御討議いただいたおかげで、非常にいい今後5年間の方向性を打ち出せることができたと思っております。特に今回サーキュラーエコノミーが入り、そして、ごみ処理施設の広域化とか、かなりてんこ盛りで、皆さん、資料を読むのに大変御負担をおかけしたかと思いますけれども、本当に一生懸命目を通していただいて、うまくまとめ上げることができました。改めて御礼申し上げる次第でございます。

先ほど委員長からもお話がありましたとおり、今後これを案として、パブリックコメントにかけ、また、今月11月議会が始まっておりますので、この議会の中でも報告をする予定としております。そして、1月中旬に環境審議会で審議します。もともと環境審議会から付託を受けてこの委員会で議論するということになっていますので、その大元の環境審議会に報告して、そこで答申いただくと。その上で計画として今年度中に策定するといった流れで進めていくこととしております。また何かいろいろと御相談させていただくこともあるかと思いますので、委員長一任という形ではございますけれども、必要に応じて御相談に乗っていただければ助かるところでございます。

それでは、3回の委員会、どうもお世話になりました。ありがとうございました。

以上